

「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行について

「施工者と契約した第三者による品質証明」は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを促進することを目的とするものです。

四国地方整備局では、全国初の取り組みとして以下の工事につきまして、試行を行うことになりました。

【試行工事の概要】

工 事 名：平成24-25年度 松山JCT第2高架橋上部工事

受 注 者：(株)富士ピー・エス

工 期：平成25年1月25日～平成26年1月31日

施工場所：松山市北井門2丁目

工事内容：一般国道33号「松山外環状道路インター線」の一環として松山JCT第2高架橋の上部工を施工する。

工事延長 L = 92m

「橋梁」PC3径間連続中空床版橋

有効幅員23.446m～28.733m

平成25年3月14日

<問合せ先>

国道交通省 四国地方整備局 TEL:087-851-8061

企画部 総括技術検査官 近藤 秀樹 (内線3117)

技術管理課技術検査官 金滝 和彦 (内線3121)

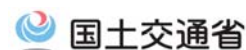
第三者による品質証明制度について

参考資料



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

第三者による品質証明制度について



制度の概要

本制度は、今後の品質確保の方向として、従来、発注者による監督・検査業務や施工者による品質管理として段階的に実施してきた施工管理に代えて、工事実施状況など現場における**施工プロセスを臨場により確認することにより、工事の品質確保と発注者、施工者双方の業務の効率化を図ることとし、そのために発注者、施工者以外の相当の技術力を有した第三者を活用した施工管理体制の確立を図るものである。**

制度の目的と効果

・品質の確保

現行の段階毎(言わば点)や抽出による確認から**施工プロセス(重要な施工段階の実施状況、品質・出来形の全数)を臨場により確認する。**

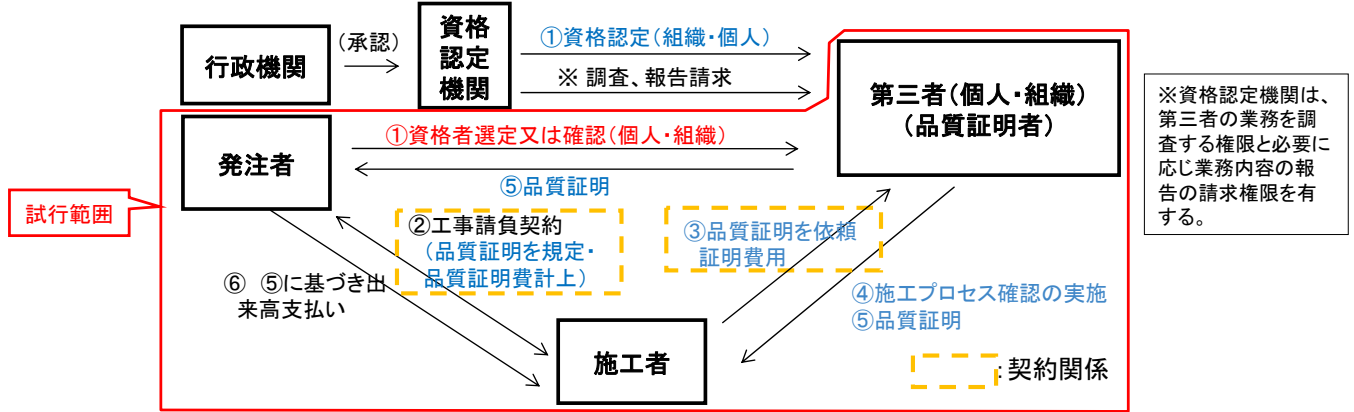
・施工の効率化とキャッシュフローの改善

従来、発注者が実施していた監督業務での確認行為が省略されることから、**自主的な工程管理が促進されるとともに、検査時の確認行為の簡素化による施工写真の省略や検査書類作成等の負担の軽減、出来高部分払いの促進によるキャッシュフローの改善が図られる。**

・監督、検査業務の効率化

発注者にとっては、第三者による品質証明により、従来から実施している**監督や検査業務の相当程度を第三者が行う確認に代えることとなるため、業務の効率化が図られる。**

施工者と契約した第三者による品質証明の流れ

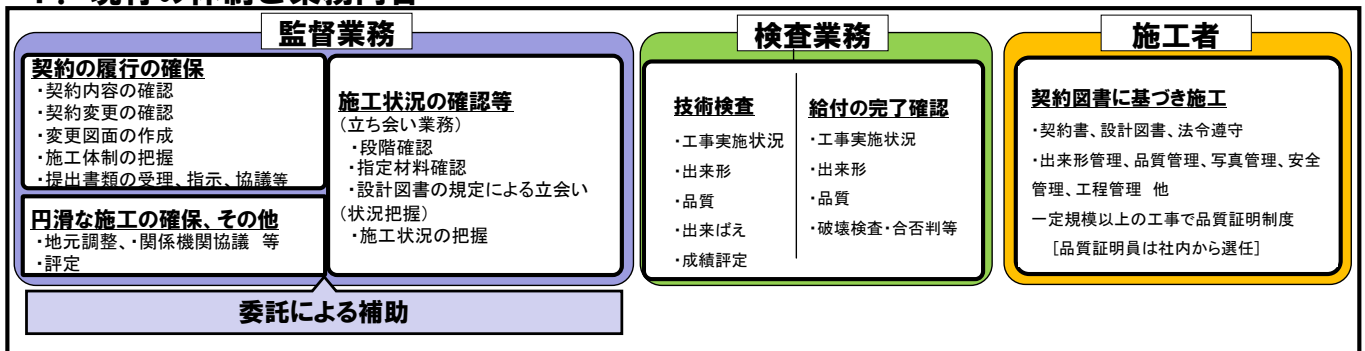


【試行内容】

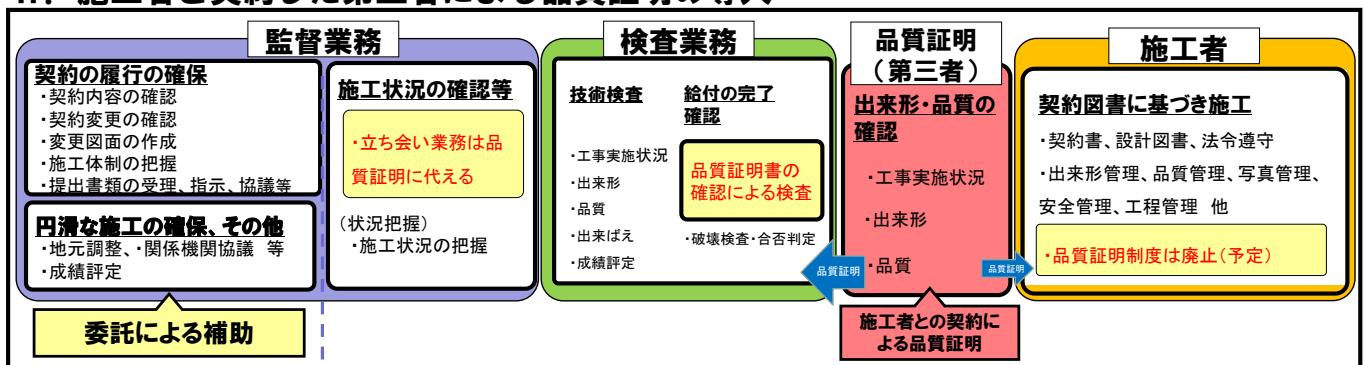
- ① 試行では、第三者(品質証明者)として、一定の資格(技術士・一級土木等の資格+技術者経験20年+現場経験)を有する者とする(①発注者があらかじめリストアップした者から施工者が選定 ②施工者が選定した者を発注者が確認)
- ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定するとともに証明費用を計上する
- ③ 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- ④ 品質証明者は、品質証明チェックシートに基づき施工プロセスの確認を実施する
- ⑤ 品質証明者は、施工者及び発注者に品質証明を行う
- ⑥ 発注者は、監督、検査に⑤の証明を活用し、業務の効率化と出来高部分払いの推進を図る

制度導入による業務内容

I. 現行の体制と業務内容



II. 施工者と契約した第三者による品質証明の導入



・**第三者の要件**: 試行においては、①資格と、②実務経験を求める

①**資格要件**: 下記の①～⑤のいずれかの資格を有すること

- ①技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設))
- ②一級土木施工管理技士
- ③土木学会(特別上級、上級、1級)技術者
- ④公共工事品質確保技術者(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (同等:ガイドラインに明記)

②**実務経験**: 技術者経験が20年以上、かつ、下記の①～③のいずれかの経験を有すること

- ①国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省発注工事の監督支援業務の現場技術員(ただし、内業は除く)
- ③国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官

5

・**導入に向けて考えられる課題**

- ①第三者を認定する機関(仮称:資格認定機関)の設置(承認)と第三者の認定
- ②第三者が実施する品質証明内容の明確化と効率化
- ③第三者の技術的能力の確保と第三者の体制(第三者の資格要件、現場での確認体制)
- ④第三者の独立性の確保(第三者への費用の支払い等)
- ⑤第三者の責任について(第三者の組織体制と瑕疵対応)

・**課題の検証(試行)について**

上記の②～⑤について、現段階で考え得る対応案により試行要領等を作成し、**2ヶ年程度の試行期間**を設けて、各対応案の検証を行うとともに、試行期間に①についての設置(承認)と必要な検討・準備を行い、試行後の導入を目指す。

6

・試行について

- ・試行工事 : 一般土木A,B,C As舗装A,B PC 他
- ・試行内容(検証事項)
 - ・施工、監督、検査業務の効率化とキャッシュフローの改善効果
 - ・品質証明チェックシートによる証明事項の明確化・効率化と品質の向上効果
 - ・第三者の資格(既存の技術者資格+技術者経験+現場経験)の妥当性
 - ・証明業務における施工関係者の排除、発注者の関与、費用支払いの妥当性の検証
 - ・第三者の業務内容の明確化による重大過失の回避(試行時)
 - ・第三者の体制(組織、個人)について適正の検証

・導入に向けた検討と準備

- ・試行期間中に下記の検討と準備を図り、導入を目指すこととする。
 - ・試行の検証による見直し(要領、チェックシート等)
 - ・第三者の組織体制と現場での証明体制
 - ・適正費用の支払いと第三者の責任について
 - ・資格認定機関(仮称)の設置(承認)と第三者の認定